

鳥取縣公報

本書ノ
サハ國定規格A5判

昭和二十四年八月十八日 木曜日

條例

◇鳥取縣條例第五十二号

地方自治法第九十六條第二項の規定により議会の議決すべき事件を指定する條例を次のように定める。

昭和二十四年八月十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

議会の議決すべき事件を指定する條例
地方自治法第九十六條第二項の規定により次の事項を議決すべき事件として指定する。
一、 次の職員の定数並びに分限に関すること。
（一） 知事の事務部局の職員中吏員を除く他の職員
（二） 議会の事務部局の職員
（三） 選舉管理委員会の事務部局の職員中書記を除く他の職員

この條例は公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

◇鳥取縣條例第五十三号

鳥取縣職員定數條例を次のように定める。

昭和二十四年八月十八日
鳥取縣知事

鳥取縣知事 西尾愛治

第一條 この條例で「職員」とは、知事、議会、選舉管

理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関、労働委員会及び公安委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員（嘱託、雇員及び傭人を含み、副知事、出納長、副出納長及び教員長並びに二箇月以内の期間を定めて雇傭される者を除く。）をいう。

第二條 職員の定数は左に掲げるとおりとする。

二、四〇一、計二、四〇一書記長記記一六八人

三 選舉管理委員会の事務
部局の職員

監査委員の事務局の職員

卷之三

卷之三

卷之三

号に掲げる定数をこえないよう、同年九月三十日まで
間で逐次整理されるものとし、二三月の間は、二つ

数をこえる員数の職員は定数外とする。

者は過員となつた職員を免職することができるものと
る。

二項の規定による整理により退職する職員に対して支する退職手当については、防守職員の退職三百九二

して別に條例で定める。

例（昭和二十二年鳥取縣條例第十六号）は廃止する。

鹿馬取縣條例第五十四号

昭和二十四年八月十八日

第一條 地方自治法第一百六十八條第四項の規定による副

鳥取縣公報

四

外
昭和二十四年八月十八日

(第三種郵便物可)

2

第二條 退職手当の額は、職員の退職當時における俸給月額の三十分の一に相当する額（錢位未満の端数を生じたときは、その端数を一錢として計算する。）に、左の各号の定めるところによつて計算した日数を乗じて得た額とする。

一 第二号の規定に該当しない者にあつては、その勤続期間一年につき三十日の割合で計算した日数

二 恩給法（大正十二年法律第四十八号）又は鳥取縣吏員等恩給條例（大正十二年鳥取縣令第五十五号）の規定による恩給（公務のための傷い疾病による恩給及びこれと併給される恩給を除く。）の支給を現に受くべき者にあつては前号の規定による日数から恩給法上の公務員又は鳥取縣吏員等恩給條例上の縣吏員等としての実勤続在職年一年につき十日の割合で計算した日数を控除した日数

第三條 左の各号に掲げる者に対する前條の規定による退職手当の額が、その者の退職當時における俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額にそれぞれ當該

各号に掲げる月数を乗じて得た額に満たないときは、その額をもつてそれぞれその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 一、五月
二 同 一年以上一年未満の者 二、月
三 同 一年以上三年未満の者 二、五月
四 同 三年以上の者 三、月

第四條 職員の退職が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十條及び第二十一條の規定に該当する場合におけるこれららの規定による給与（労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の規定により増額して支給されるこれらの規定による給与に相当する給与を含む。以下同じ。）は、前二條の規定による退職手当に含まれるものとする。但し、前二條の規定による退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

第五條 勤続期間六月以上で退職した者が、退職の日

翌日から起算して一年内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた退職手当の額がその

者につき失業保険法（昭和二十三年法律第百四十六号）の規定により計算した失業保険金の日額（以下「失業保険金の日額」という。）の百八十日分に満たないと

きは、当該退職手当の外その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の條件に従い退職手当として支給する。

前項の規定による退職手当は、その者がすでに支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に等しい日数をこえて失業している場合に限り、そのこえる部分の失業の日数に応じ支給する。

第六條 勤続期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの引き続いた在職期間

（國、日本製壳公社及日本国有鉄道を含む。以下同じ）又は他の都道府縣における引き続いた在職期間であつて本縣における在職期間に引き続いたものを含む。以

下同じ。）による。

左の各号の一に該当するときは、その前後の在職期間は、前項の規定の適用については、引き続いた在職期間とみなす。

一 兵役に服するため退職した者又は待命若しくは休職となり服役中期間満了により退職した者が、除隊の日から九十日以内に再び職員となつたとき。

二 許可を受け外國政府又はこれに準すべきものにへい用されたため退職した者が、そのへい用を解かれた後引き続いて職員となつたとき。

三 許可を受け在外研究員又は外國留学生に採用されたため退職した者が、その研究又は留学を終えた後引き続いて職員となつたとき。

勤続期間のうち左の各号に掲げる期間があるときは、その期間を除算する。

一 恩給法の特例に關する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一條に規定する軍人軍屬としての在職期

01074

二 退職手当の支給を受けた者にあつては、その退職手当の計算の基礎となつた在職期間。前三項の規定により勤続期間を計算する場合においては、勤続期間一年をこえる者については、一年未満の端数は切り捨てる。

第七條 退職手当の額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を一円として計算する。

第八條 退職した者が引き続いて國又は他の都道府県に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、國又は當該都道府県の退職手当に関する規定によりその者の國又は當該都道府県における勤続期間に通算されることに定められているときは、この條例による退職手当は支給しない。

第九條 退職手当の支給に関する必要な細則は、知事がこれを定める。

附 則

この條例は公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

鳥取縣職員退職手当支給條例を次のように定める。

昭和二十四年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一章 總 則

第一條 職員が退職又は死亡したときは、この條例の定めるところにより退職手当を退職者又はその遺族に支給する。

第二條 この條例で「職員」とは、知事、議会、選舉管理委員会、監査委員、労働委員会、公安委員会、教育機関の事務部局に常時勤務する者並びに公立の学校の校長、教員及び事務職員をいう。

第二章 一般の退職手当

第三條 第四條に掲げる事由以外の事由に因り退職した者に対する退職手当の額は、その者の俸給日額に左の各号の定めるところによつて計算した日数を乗じて得た額とする。

この條例は、定数條例の適用を受ける職員で定数條例附則第二項の規定による整理により退職する者に限つて適用されるものであつて左の各号の退職者については適用しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 戒戒又はこれに準すべき事由によつて退職を命ぜられた者

三 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令(昭和二十三年政令第二百一号)第二條の規定に該当し退職させられた者

この條例は、昭和二十四年九月三十日限り、効力を失う。但し、同日以前においても、各事務部局の職員の数が定数條例の規定による定数まで減少した後において退職する当該事務部局に属する職員については、適用することができない。

◇鳥取縣條例第五十六号

この條例は公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)又は鳥取縣吏員等恩給條例(大正十二年鳥取縣令第五十五号)の規定による恩給(公務のための傷い疾病による恩給及びこれと併給される恩給を除く。)の支給を現に受くべき者にあつては、前号の規定による日数から恩給法上の公務員又は鳥取縣吏員等恩給條例上の割合で計算した日数を控除した日数

三 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定による退職給付の支給を現に受くべきものにあつては、第一号の規定による日数から退職

給付を受くべき組合員としての実勤続期間一年につ

き七日（実勤続期間十年をこえるものにあつては、その十年をこえる部分一年につき十日）の割合で計算した日数を控除した日数

第四條 左に掲げる事由に因り退職した者に対する退職手当の額は、その者の俸給日額に前條の規定により計算した日数に勤続期間一年につき九日（勤続期間十年をこえるものにあつては、その十年をこえる部分一年につき十日）の割合で計算した日数をえた日数を乗じて得た額とする。

一定数若しくは組織の改正又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合

二 停年制による停年に達したため退職した場合

三 傷い疾病に因りその職に堪えず退職した場合

四 在職中に死亡した場合

第五條 前條に掲げる事由に因り退職した者の退職手当の額が、その者の退職又は死亡当時ににおける俸給・扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額に満たないとき

は、その額をもつて退職手当の額とする。

第六條 第三條及び第四條の俸給日額は職員の退職又は死亡当時における俸給月額の三十分の一に相当する額とする。但し、その額に錢位未満の端数を生じたときは、その端数を一錢として計算する。

第七條 勤続期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの引き続いた在職期間（國（日本専売公社及び日本国有鐵道を含む以下同じ。）又は他の都道府縣における在職期間であつて職員としての在職期間に引き続いたものを含む。以下同じ。）による。

左の各号の一に該当するときは、その前後の在職期間は、前項の規定の適用については、引き続いた在職期間とみなす。

一 兵役に服するため退職した者又は待命若しくは休職となり服役中期間満了により退職した者が、除隊の日から九十日以内に再び職員となつたとき

二 許可を受け外国政府又はこれに準すべきものにへ

い用されたため退職した者が、そのへい用を解かれた後引き続いて職員となつたとき

三 許可を受け在外研究員又は外國留学生に採用されたため退職した者が、その研究又は留学を終えた後引き続いて職員となつたとき

前二項の規定により計算した勤続期間のうちに左の各号に掲げる期間があるときは、その期間を除算する。

一 恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一條に規定する軍人軍属としての在職期間

二 退職手当の支給を受けた者にあつては、その退職手当の計算の基礎となつた在職期間

前三項の規定により勤続期間を計算する場合においては、一年未満の端数は、切り捨てる。但し、その勤続期間六月以上一年未満の者については、一年とする。

第八條 第三條から第五條までの規定による退職手當

（以下「一般の退職手當」という。）は、左の各号の一に該當する者には支給しない。

01073

の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の規定により、増額して支給されるこれらの規定による給与に相當する給与を含む。以下同じ。）は、一般的の退職手當に含まれるものとする。但し、一般的の退職手當の額が、これららの規定による給與の額に満たないときは、一般的の退職手當の外、その差額に相當する金額を退職手當として支給する。

第十條 勤続期間六月以上で退職した者が退職の日の翌

日から起算して一年内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた退職手當の額がその者につき失業保険法（昭和二十三年法律第百四十六号）の規定により計算した失業保険金の日額（以下「失業保険金の日額」という。）の百八十日分に相當する金額に満たないときは、當該退職手當の外、その差額に相當する金額を同法の規定による失業保険金の支給の條件に従い退職手當として支給する。

前項の規定による退職手當は、その者がすでに支給を

受けた退職手當の額を失業保険金の日額で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に等しい日数をこえて失業している場合に限り、そのこえる部分の失業の日数に応じ支給する。

第一項の規定に該当する場合において、退職した者が退職手當の支給を受けないときは、失業保険金の日額の百八十日分に相當する金額を退職手當として失業保険法の規定による失業保険金の條件に従い支給する。

第四章 雜則

第十一條 第一條に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡當時事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡當時主としてその收入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者の外職員の死亡當時主としてその收入によつて生活を維持していた親族

四 子、父母、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないものの前項に掲げる者の退職手當を受ける順位は、

同項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにつては、同号に掲げる順位による。

退職手當の支給を受けるべき同順位者が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

第十二條 退職手當の額に円位未満の端數を生じたときは、その端數を一円として計算する。

第十三條 退職した者が引き続いて國又は他の都道府県に就職した場合において、その者の職員としての勤続

期間が國又は當該都道府縣の退職手當に關する規定によりその者の國又は當該都道府縣における勤続期間に通算されることに定められているときは、この條例に

よる退職手當は支給しない。

第十四條 退職手當の支給に關して必要な細則は、知事がこれを定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十四年五月十

一日から適用する。

鳥取縣職員定數條例の施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手當に關する條例（昭和二十四年鳥取縣條例第五十五号）の適用を受ける者については、この條例にかかわらず、同條例の定めるところによる。

左の各号に該當する者に対する退職手當の額については、この條例にかかわらず鳥取縣職員定數條例の施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手當に關する條例の規定による。

- 一 昭和二十四年七月一日前ににおいて、昭和二十四年度予算実行上の要請により鳥取縣職員定數條例（昭和二十四年鳥取縣條例第五十三号）附則第二項の規定による整理と同様の趣旨に基く整理により退職した者
- 二 鳥取縣職員定數條例第三條の規定による定數をこえ
る職員であつて昭和二十四年九月三十日以前において、昭和二十四年度予算実行上の要請により退職する者
- 三 昭和二十四年九月三十日以前において、鳥取縣職員の停年に関する規程（昭和二十四年鳥取縣規則第三十

号) の規定により退職する者

◇鳥取縣條例第五十七号

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣稅賦課徵收

條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

昭和三十四年七月改正附則第五項中地租及び家屋稅の納期の「八月二十日から同月三十一日限り」の下に「但し

鳥取市及び米子市分十一月二十日から同月三十日限り」を加える。

附 則

この條例は公布の日から施行する

規 則

◇鳥取縣職員定數條例の施行に伴い退職する職員に対して

鳥取縣職員定數條例の施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手当に關する條例(昭和二十四年鳥取縣條例第五十五号)の施行細則を次のように定める。

昭和二十四年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員定數條例の施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手当に關する條例(昭和二十四年鳥取縣條例第五十五号)の施行細則を次のように定める。

第一章 一般の退職手当の支給手続

第一條 職員が、鳥取縣職員定數條例(昭和二十四年鳥取縣條例第五十三号)附則第二項の規定による整理により退職したときは、所屬長は鳥取縣職員定數條例の施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手当に關する條例(以下「條例」という。)第二條又は第三

條の規定によつて計算した退職手当の計算書(別記第一号様式。以下「計算書」という。)に左の書類を添えて職員の属する任命権者に提出しなければならない。

一 失業者の退職手当受給資格に関する調(別記第二号様式)

履歴書(職員の任免権が所屬長の専決又は委任の事項となつてゐる場合に限る。)

第二條 任命権者において計算書類を受付けたときは、これを審査し、計算書類に不備の点がないと認めたときは、直ちに退職者に裁定通知書を交付すると共にその支拂を行わなければならない。

第二章 失業者の退職手当

第三條 條例第五條の規定による退職手当の支給は、この章に定めるところによる。

第四條 勤続六月以上で退職した者が退職の日の翌日から起算して一年以内に失業している場合において、その者が退職に際し支給を受けた退職手当の額

につき失業保険法の規定によつて計算した失業保険金の日額の百八十日分に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定により失業保険金の支給條件に従い退職手当(以下「失業者の退職手当」という。)として支給する。

第五條 前條の失業保険金の日額は、別表の失業保険金

額表において、退職者の給与日額の属する等級に応じて定められている保険金日額とする。

前項の退職者の給与日額は、退職者の退職した月前における最後の六月(月の末日で退職した場合は、その月及び前五月)に支拂われた給与の総額を百八十で除して得た額とする。

前項の給与の総額は、俸給、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当によつて計算する。

第六條 失業者の退職手当は、退職の日の翌日から起算して、その者が退職に際し支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数(一に満たない端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。)に等しい失業の日数(以下「待期日数」という。)を経過した後における失業の日数に応じて支給する。

前項の待期日数の期間内に職業に就き、失業保険法又はこの規則に定める受給資格者とならないうちに再び失職した場合においては、その再び失職した日から

起算して待期日数の残日数を経過した後における失業の日数に応じて失業者の退職手当を支給する。

第七條 失業者の退職手当は、百八十日から前條の待期日数を控除した日数（以下「給付日数」という。）に

対して支給する。
前項の給付日数の期間内に職業に就き、失業保険法又はこの規則による受給資格者とならないうちに再び失職した場合においては、まだ失業者の退職手当の支給されていない給付残日数について失業者の退職手当を支給する。

第八條 失業者の退職手当の日額は、失業の日数一日につき失業保険金の日額に相当する金額とする。

第九條 失業者の退職手当は、毎月一日及び十六日に、それぞれの前日までの分を支給する。但し、最終の分については、支給期日にかゝわらず支給することができる。

特別の事情に因り前項の支給期日に支給を受けることができなかつた場合においては、支給期日を繰り延べ

て支給することができる。

第十條 失業者の退職手当の受給資格者（以下「受給資格者」という。）は、退職の際所属の任命権者から失業者の退職手当受給資格者証（別記第三号様式。以下「受給資格者証」という。）の交付を受けなければならぬ。

任命権者は、前項の規定により受給資格者証を交付したときは、失業者の退職手当支給台帳（別記第四号様式。以下「支給台帳」という。）を作製し、これを保管しなければならない。

受給資格者は、退職後すみやかに、その住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をしなければならない。

受給資格者は、第六條の規定による待期日数の経過した後すみやかに、管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をし、待期日数の間ににおける失業の証明を受けなければならない。

受給資格者が失業者の退職手当の支給を受けようとするときは、前條の支給期日毎に、もとの任命権者に、

失業者の退職手当支給額（別記第五号様式。以下「支給願」という。）を提出しなければならない。

前項の支給願には、管轄公共職業安定所長による失業の証明を受けなければならない。この場合において、

受給資格者は、管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をするものとする。

管轄公共職業安定所長が受給資格者の申出によつて必要があると認めて他の公共職業安定所長に失業の証明を依頼したときは、その公共職業安定所長の証明をもつて前項の証明に代えることができる。

もとの任命権者は、支給願を受理した場合においては、支給台帳と照合の上その記載事項等に誤りがないと認めたときは、直ちに、その支拂を行わなければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十四年七月一

日から適用する。

昭和二十四年八月二十日以前に退職した者は、第六條の規定による待期日数の計算については、退職の日の翌日から同年八月三十一日までの間に失業していたものとなる。

前項の規定に該当する者の昭和二十四年八月三十一日以前における失業者の退職手当は、第十條第六項の規定にかゝわらず、もとの任命権者の証明により支給することができる。

退職手当金額計算書		勤続期間の内訳	
元勤務箇所		在職期間	始年月日
元職名		終年月日	至年月日
氏名		年月数	勤続期間
生年月日			
費目			
現住所			
本籍地			
退職年月日	昭和 年 月 日		自至
退職の事由			始年月日
勤続期間	年		終年月日
恩給上の実在職年	年		年月数
退職当時の俸給月額	級号俸 円		年月数
第二條 の場合		俸給日額 円 錢	自至
		勤続期間による日数	始年月日
		恩給上の実在職年による控除日数	終年月日
		差引日数	年月数
		金 円 錢	年月数
最保障額		退職当時の給与月額 支給率	年月日
		俸給 円	年月日
		扶養手当 甲人 円	月分
		乙人 円	
		勤務地手当 円	
		計 円	
		金 円 錢	
退職手当		金 円	年月数

別表

01087

台帳番号

卷之三

失業者の退職手当受給資格者証

昭和 年 月 日交付

受給資格者	氏名		性別		年令
	現住所				
	本籍地				
	退職年月日		昭和年月日		
退職時支給された退職手当				円 (A)	
失業者の退職手当の額 (E)				円	
	(計算の根拠)	1 債 紿 2 扶養 手 当 3 勤務地 手 当 4 特殊勤務手当 5 超過勤務手当 6 休 日 紿 7 夜勤 手 当	円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円	金 金 金 金 金 金 金
	合計			円	錢(B)
	B			円	錢(C)
	180				
	失業保険金の日額			円 (D)	
	(D×180) - A			円 (E)	
待命日数	日	(計算の根拠)	A D	日	(F)
給付日数	日	(計算の根拠)	180 - F	日	
失業者の退職手当日額				円 (D)	
昭和年月日					
任命権者職氏名					印

備考 裏面に「注意事項」として規則第二章全文を記載すること。

01086

第一號樣式

失業者の退職手当受給資格に関する調

元職名		氏名	
元勤務箇所		生年月日	
現住所			
本籍地			
退職年月日		費目	

給与、支給実績

失業者の退職手当受給資格

退職時支給した退職手当金額		円 (A)
給 与 日 額	$\frac{B}{180}$	円 錢 (C)
失 業 保 険 金 の 日 額		円 (D)
失業者の退職手当金額	(D×180) - A	円 (E)
受 給 資 格 の 有 無	有	無
待 期 日 数	$\frac{A}{D}$	日 (F)
給 付 日 数	180日 - F日	日

備考 1、給与支給実績欄には、退職者の退職した月前における最後の六月（月の末日で退職した場合は、その月及び前五月）に支拂つた給与の額を月別に記載すること。
2、所属長は、失業者の退職手当受給資格欄に記入しないこと。

廣雅

四

四

卷之三

十四年八月十八日

第三編 運價物語

- 1 -

支給回数	受付年月日	支給年月日	支給期間	支給日数	支給額	取扱者印	給付残數	給付残額
7			自至		円			円
8			自至					
9			自至					
10			自至					
11	•		自至					
12			自至					
13			自至					
14			自至					
15			自至					
16			自至					
17			自至					
18			自至					

待定期日数の期間内に打切り	打切りとなつた年月日	昭和年月日

となつた場合	その理由	打切りとなつた年月日	昭和年月日
給付残日數があるうちに打切りとなつた場合	その理由	給付日	日 給付残額 円

備 考	<p>失業の証明を行ふ 所在地 公共職業安定所 名 称</p> <hr/> <hr/> <hr/>
--------	---

台帳番号				昭和 年 月 日		交付	
受 給 資 格 者	氏名	勤務所		性別		年令	
	現住所						
	本籍地						
	退職年月日			昭和 年 月 日			
退職時支給した退職手当金額						円 (A)	
失業者の退職手当の金額	円 (E)		1 休 2 扶養手 3 勤務地手 4 特殊勤務手 5 超過勤務手 6 休日手 7 夜勤手		給當當當當當當		円 円 円 円 円 円 円
失業者の退職手当の日額	円 (D)		計算の根拠		給當		円 円 円 円 円 円
待命日数	A	日 (F)		B 180	合計		円 錢(B)
D							円 錢(C)
給付日数	180日 - F日		失業保険金の日額		円 (D)		
	日		(D×180) - A		円 (E)		
失業者の退職手当の支給ができる年月日			昭和 年 月 日				
失業者の退職手当の支給ができなくなる年月日			昭和 年 月 日				
支 給 経 過							
支給回数	交付年月日	支給年月日	支給期間	支給日数	支給額	取扱者印	給付残数
1			自至			円	
2			自至				
3			自至				
4			自至				
5			自至				
6			自至				

01092

一 八十日分に相當する金額

二 退職に際し退職手當の支給を受けた者については、その退職手當の額が前号の規定による金額に満たないときに限り、その差額に相當する金額

第五條 前條の失業保険金の日額は、別表の失業保険金額表（その一）において、退職者の給与日額に屬する等級に応じて定められている保險金日額とする。

前項の退職者の給与日額は、退職者の退職した月前における最後の六月（月の末日で退職した場合は、その月及び前五月）に支拂われた給與の総額を百八十で除して得た額とする。

前項の給與の総額は、俸給、扶養手當、勤務地手當、特殊勤務手當、超過勤務手當、休日給及び夜勤手當によつて計算する。

第六條 第四條第二号の規定による失業者の退職手當は、退職の日の翌日から起算して、その者が退職に際し支給を受けた退職手當の額を失業保険金の日額で除して得た數（一に満たない端數を生じたときは、その端數

つき失業保険金の日額に相當する金額とする。

第九條 失業者の退職手當は、毎月一日及び十六日に、それぞれの前日までの分を支給する。但し、最終の分については、支給期日にかゝわらず支給することができる。

特別の事由に因り前項の支給期日に支給を受けることができなかつた場合には、支給期日を繰り延べて支給することができる。

第十條 失業者の退職手當の受給資格者（以下「受給資格者」という。）は、退職の際所屬の任命権者から失業者の退職手當受給資格者証（別記第三号様式。以下「受給資格者証」という。）の交付を受けなければならぬ。

任命権者は、前項の規定により受給資格者証を交付したときは、失業者の退職手當支給台帳（別記第四号様式。以下「支給台帳」という。）を作成し、これを保管しなければならない。

受給資格者は、退職後すみやかに、その住所又は居所

は切り捨てる。）に等しい失業の日數（以下「待期日數」という。）を経過した後において支給する。

前項の待期日數の期間内に職業に就き、失業保険法又はこの規則に定める受給資格者とならないうちに再び失職した場合においては、その再び失職した日から起算して待期日數の残日數を経過した後において前項の失業者の退職手當を支給する。

第七條 失業者の退職手當は、左の各号に掲げる失業の日數（以下「給付日數」という。）に対して支給する。

一 第四條第一号の規定による退職手當は、百八十日
二 第四條第二号の規定による退職手當は、前号の日數から待期日數を控除した日數

前項の給付日數の期間内に職業に就き、失業保険法又はこの規則による受給資格者とならないうちに再び失職した場合においては、まだ失業者の退職手當の支給されていない給付日數について失業者の退職手當を支給する。

第八條 失業者の退職手當の日額は、失業の日數一日に

を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をしなければならない。

第四條第二号の規定による失業者の退職手當の受給資格者は、第六條の規定による待期日數の経過した後すみやかに、管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をなし、待期日數の間ににおける失業の証明を受けなければならない。

受給資格者が失業者の退職手當の支給を受けようとするときは、前條の支給期日毎に、もとの任命権者（その者の退職後もとの任命権者が無くなつたときは、その事務を引継いだ任命権者。以下同じ。）に、失業者の退職手當支給願（別記第五号様式。以下「支給願」という。）を提出しなければならない。

前項の支給願には、管轄公共職業安定所長による失業の証明を受けなければならない。この場合において、受給資格者は、管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をするものとする。

管轄公共職業安定所長が受給資格者の申出によつて必

要があると認めて他の公共職業安定所長に失業の証明を依頼したときは、その公共職業安定所長の証明をもつて前項の証明に代えることができる。

もとの任命権者は、支給願を受理した場合においては、支給台帳と照合の上その記載事項等に誤りがないと認められたときは、直ちに、その支拂を行わなければならぬ。

01094

昭和二十四年五月三十一日までは、失業者の退職手当の計算の基礎となる失業保険金の日額は、第五條第一項の規定にかゝらず、別表の失業保険金額表(その二)に掲げるものによる。

ができる。

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十四年五月一日から適用する。

昭和二十四年八月二十日以前に退職した者は、第六條の規定による待期日數の計算については、退職の日の翌日から同年八月三十一日までの間に失業していたものとみなす。

前項の規定に該當する者の昭和二十四年八月三十一日以前における失業者の退職手当は、第十條第六項の規定にかゝらず、もとの任命権者の証明により支給することと

附 則

昭和二十四年八月二十日以後に退職した者は、第六條の規定による待期日數の計算については、退職の日の翌日から同年八月三十一日までの間に失業していたものとみなす。

前項の規定に該當する者の昭和二十四年八月三十一日以後における失業者の退職手当は、第十條第六項の規定にかゝらず、もとの任命権者の証明により支給することと

(別表)

失業

保
險
金額
表

(其の二)

等級

給与日額

保險金日額

等級

給与日額

保險金日額

等級

給與日額

保險金日額

円

三〇円未満

一八円

一一八円以上

七三円

二八三円以上

一七四円

円

三〇円以上三三円未満

一九

一二五同

七七

二九五円未満

一七八一

円

三三同

三七同

二二同

八一

三〇七同

三一九同

円

三七同

四一同

二三

一三二同

三四七同

三一九同

円

四一同

四五同

二六

一四〇同

一八八同

一八八同

円

四五同

五〇同

二九

一五六同

一五六同

一五六同

円

五〇同

五五同

三二

一六四同

一七三同

一〇一

円

五五同

六〇同

六五同

三五

一七三同

一八二同

円

六五同

七〇同

七五同

一八二同

一九一同

一九一同

円

七五同

八〇同

八〇同

一九一同

一九一同

一九一同

円

八〇同

八六同

九二同

五三

二二〇同

二二〇同

円

九二同

一〇四同

一〇四同

六五

二二七同

二二七同

円

九八同

一一同

一一同

二二七同

二二七同

二二七同

円

一一同

一六七

一六七

二八三同

二八三同

二八三同

円

(別表)

失業

保
險
金額
表

(其の二)

円

円

三〇円未満

一八円

一一八円以上

七三円

二八三円以上

一七四円

円

三〇円以上三三円未満

一九

一二五同

七七

二九五円未満

一七八一

円

三三同

三七同

二二同

一三二同

三四七同

三一九同

円

三七同

四一同

二三

一四〇同

一四八同

一四八同

円

四一同

四五同

二六

一四八同

一五六同

一五六同

円

四五同

五〇同

二九

一五六同

一五六同

一五六同

円

五〇同

五五同

三二

一六四同

一七三同

一〇一

円

五五同

六〇同

六五同

三五

一七三同

一八二同

円

六五同

七〇同

七五同

一八二同

一九一同

一九一同

円

七五同

八〇同

八〇同

一九一同

一九一同

一九一同

円

八〇同

八六同

九二同

五三

二二〇同

二二〇同

円

九二同

一〇四同

一〇四同

六五

二二七同

二二七同

円

01095

(別表)

失業

保
險
金額
表

(其の二)

円

三〇円未満

一八円

一一八円以上

七三円

二八三円以上

一七四円

円

三〇円以上三三円未満

一九

一二五同

七七

二九五円未満

一七八一

円

三三同

三七同

二二同

一三二同

三四七同

三一九同

円

三七同

四五同

二六

一四〇同

一四八同

一四八同

円

四五同

五〇同

二九

一五六同

一五六同

一五六同

円

五〇同

五五同

三二

一六四同

一七三同

一〇一

円

五五同

六〇同

六五同

三五

一七三同

一八二同

円

六五同

七〇同

七五同

一八二同

一九一同

一九一同

円

七五同

八〇同

八〇同

一九一同

一九一同

一九一同

円

八〇同

八六同

九二同

五三

二二七同

二二七同

円

九二同

一〇四同

一〇四同

六五

二二七同

二二七同

円

一一同

一一同

一一同

二二七同

二二七同

二二七同

円

01094

(別表)

失業

保
險
金額
表

(其の二)

円

三〇円未満

一八円

一一八円以上

七三円

二八三円以上

一七四円

円

三〇円以上三三円未満

一九

一二五同

七七

二九五円未満

一七八一

円

三三

退職手當金額計算書		勤続期間の内訳		
元勤務箇所		在職期間	始年月日	
元職名		終年月日	至年月日	
氏名		年月數	勤続期間	
生年月日				
費目				
現住所				
本籍地				
退職(死亡)年月日	昭和 年 月 日			
退職の事由又は死因				
勤続期間	年			
恩給等の実在職年	年			
退職(死亡)当時の俸給月額	級号俸	円	自至自至	
第三條又は 第四條の場合	俸給日額	円 錢	始年年年	
	日	勤続期間に よる日數	16X 20X	終月月月
	数	恩給等の実在職年 による控除日數	日	算日日日
		加算日數	日	期一事由
	差引日數	日	間一年月數	
金 円 錢				
第四條の場合における最低保障額	退職(死亡)当時の給與月額			
	俸給	円		
	扶養手當	甲人 乙人	円	始自至
勤務地手當	計	円	終年月日	
退職手当	金	円	年月日	
退職手当受給 遺族の氏名	職員と の統柄	退職手當 の支給額	年月數	
		円		
		円		
		円		

(別表) 第一號様式

01096

等級	給与日額	保險金額	等級	給与日額	保險金額
一〇〇円以上	二三二円未満	一六円	一一〇円以上	一二七円未満	八〇
一一〇円同	二三二円同	一六	一二七円同	一三四円同	八四
一二〇円同	二四〇円同	一八	一二七円同	一四二円同	八八
一一三円同	二四〇円同	一六	一二七円同	一四九円同	九二
一一六円同	二四〇円同	一六	一二七円同	一五七円同	九六
一一〇円同	二四〇円同	一六	一二七円同	一六五円同	八八
一一三円同	二四〇円同	一六	一二七円同	一八一同	八〇
一一六円同	二四〇円同	一六	一二七円同	一八一同	八〇
一一〇円同	二四〇円同	一六	一二七円同	一九七円同	七六円
一一三円同	二四〇円同	一六	一二七円同	一九七円同	七六円
一一六円同	二四〇円同	一六	一二七円同	一〇四円同	七六円
一一〇円同	二四〇円同	一六	一二七円同	一〇八円同	七六円
一一三円同	二四〇円同	一六	一二七円同	一二二円同	七六円
一一六円同	二四〇円同	一六	一二七円同	一二〇円同	七六円
一一〇円同	二四〇円同	一六	一二七円同	二二二円同	七六円
一一三円同	二四〇円同	一六	一二七円同	二二九円同	七六円
一一六円同	二四〇円同	一六	一二七円同	二四五円同	七六円
一一〇円同	二四〇円同	一六	一二七円同	二六五円同	七六円
一一三円同	二四〇円同	一六	一二七円同	二八五円同	七六円
一一六円同	二四〇円同	一六	一二七円同	三〇五円同	七六円
一一〇円同	二四〇円同	一六	一二七円同	三二五円同	七六円
一一三円同	二四〇円同	一六	一二七円同	三四〇円同	七六円
一一六円同	二四〇円同	一六	一二七円同	三四〇円以上	七六円

01098

第二号様式

失業者の退職手当受給資格者証

元職名	氏名
元勤務箇所	生年月日
現住所	
本籍地	
退職年月日	費目

給与支給実績

給与別	月別	月	月	月	月	月	計
	俸給	円	円	円	円	円	円
扶養手当							
勤務地手当							
特殊勤務手当							
超過勤務手当							
休日給							
夜勤手当							
合計	(B)						

失業者の退職手当受給資格

退職時支給した退職手当金額	円(A)
給与日額	$\frac{B}{180}$ 円 錢(C)
失業保険金の日額	円(D)
(D×180) - A	円(E)
待命日数	(計算の根拠) $\frac{A}{D}$ 日 (F)
給付日数	(計算の根拠) 180 - F 日
失業者の退職手当日額	円(D)
昭和年月日	
任命権者職氏名	(G)

備考 1、給与支給実績欄には、退職者の退職した月前における最後の六月(月の末日で退職した場合は、その月及び前五月)に支拂つた給与の額を月別に記載すること。
 2、所属長は、失業者の退職手当受給資格欄に記入しないこと。

01099

第三号様式

台帳番号		
失業者の退職手当受給資格者証		
昭和年月日交付		
受給資格者 氏名	性別	年令
現住所		
本籍地		
退職年月日	昭和年月日	
退職時支給された退職手当	円(A)	
失業者の退職手当の額(E)	1 債給 2 扶養手当 3 勤務地手当 (計算の根拠) 4 特殊勤務手当 5 超過勤務手当 6 休日給 7 夜勤手当	円 錢 円 錢 円 錢 円 錢 円 錢 円 錢 円 錢
合計	B	円 錢(C)
	180	
失業保険金の日額	円(D)	
(D×180) - A	円(E)	
待命日数	(計算の根拠)	$\frac{A}{D}$ 日 (F)
給付日数	(計算の根拠)	180 - F 日
失業者の退職手当日額	円(D)	
昭和年月日		
任命権者職氏名	(G)	

備考 裏面に「注意事項」として規則第二章全文を記載すること。

第四号樣式（表面）

鳥取縣公報

外
昭和二十四年八月十八日

(第三種郵便物認可)

三

支給 回数	受付年月日	支給年月日	支給期間	支給日数	支給額	取扱者印	給付残數	給付残額
7			自至		円			円
8			自至					
9			自至					
10			自至					
11			自至					
12			自至					
13			自至					
14			自至					
15			自至					
16			自至					
17			自至					
18			自至					

卷之三

台帳番号				昭和 年 月 日		交付		
受 給 資 格 者	氏名			元勤務箇所	性別			
	現住所					年令		
	本籍地							
	退職年月日				昭和年月日			
退職時支給した退職手当金額				円(A)				
失業者の退職手当の金額	円(E)		(計算の根拠)		1俸 2扶養手 3勤務地手 4特殊勤務手 5超過勤務手 6休日手 7夜勤手	給当 給當 給當 給當 給當 給當 給當	円円円円円円円	錢錢錢錢錢錢錢
失業者の退職手当の日額	円(D)				合計		円	錢(B)
待命日数	A D	日(F)			B 180		円	錢(C)
給付日数	180日 - F日				失業保険金の日額		円(D)	
失業者の退職手当の支給ができる年月日					(D × 180) - A		円(E)	
失業者の退職手当の支給ができないなくなる年月日								
支 給 経 過								
支給回数	受付年月日	支給年月日	支給期間	支給日数	支給額	取扱者印	給付日数	給付残額
1			自至		円			
2			自至					
3			自至					
4			自至					
5			自至					
6			自至					

00002

第五號樣式

鳥取縣公報
二

昭和二十四年八月十八日

(第三種郵便物認可) 三四

昭和二十四年八月十八日印刷
昭和二十四年八月十八日發行

(昭和四年四月十日
第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市

所 賦

失業者の退職手当支給願										
一 現住所										
二 退職年月日	昭和	年	月	日						
三 待期日數										
四 給付日數										
五 前回までの受給日數										
（第一回）自昭和 年年年年年月月月月間 日分										
（第二回）自昭和 年年年年月月月月間 日分										
（第三回）自昭和 年年年年月月月月間 日分										
計										
六 今回の請求日數	自昭和	年	月	日	間	日分				
右の通り失業者の退職手当の支給を請求します。										
年	月	日								
元勤務箇所										
氏										
(満歳)印										
任命権者宛										
現住所										
氏名										
右の者が左記の期間失業していたことを証明する。										
年	月	日								
何某公共職業安定所長 (印)										
一 退職の翌日から 記	日間(待期日數)									
二 自昭和 年年月月	日日	日間(請求日數)								

備考 21、請求の都度新らしい支給願を提出すること。
は第二回以後の支給願には待期日數の間の失業の証明
は不要であること。